

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年12月8日	
【会社名】	TOA株式会社	
【英訳名】	TOA CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷 口 方 啓	
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町七丁目2番1号	
【電話番号】	078(303)5620	
【事務連絡者氏名】	経理部長 吉田圭吾	
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島中町七丁目2番1号	
【電話番号】	078(303)5620	
【事務連絡者氏名】	経理部長 吉田圭吾	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集	6,320,200,000円
	オーバーアロットメントによる売出し	988,806,000円
	(注)1 募集金額は、発行価額の総額であり、2025年11月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。	
	ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。	
	2 売出金額は、売出価額の総額であり、2025年11月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。	
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集および売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 2025年12月8日(月)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、2025年12月8日(月)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 一般募集とは別に、2025年12月8日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式600,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

6 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

2025年12月16日(火)から2025年12月22日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	4,000,000株	6,320,200,000	-
計(総発行株式)	4,000,000株	6,320,200,000	-

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

4 発行価額の総額は、2025年11月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注)1、2	(注)3	100株	自 2025年12月23日(火) 至 2025年12月24日(水) (注)4	1株につき発行価格と同一の金額	2025年12月26日(金) (注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘査した上で、2025年12月16日（火）から2025年12月22日（月）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格および引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等および発行価額等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数およびオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞および発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.toa-global.com/ja/ir/irnews/news>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等および発行価額等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価額（会社法上の払込金額）は資本組入れされません。
- 4 申込期間および払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間および払込期日については、需要状況を勘査した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で2025年12月15日（月）から2025年12月22日（月）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2025年12月16日（火）から2025年12月22日（月）までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が2025年12月16日（火）の場合、申込期間は「自 2025年12月17日（水） 至 2025年12月18日（木）」、払込期日は「2025年12月23日（火）」

発行価格等決定日が2025年12月17日（水）の場合、申込期間は「自 2025年12月18日（木） 至 2025年12月19日（金）」、払込期日は「2025年12月23日（火）」

発行価格等決定日が2025年12月18日（木）の場合、申込期間は「自 2025年12月19日（金） 至 2025年12月22日（月）」、払込期日は「2025年12月24日（水）」

発行価格等決定日が2025年12月19日（金）の場合、申込期間は「自 2025年12月22日（月） 至 2025年12月23日（火）」、払込期日は「2025年12月25日（木）」

発行価格等決定日が2025年12月22日（月）の場合は上記申込期間および払込期日のとおり、となりますのでご注意下さい。

- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が2025年12月16日（火）の場合、受渡期日は「2025年12月24日（水）」

発行価格等決定日が2025年12月17日（水）の場合、受渡期日は「2025年12月24日（水）」

発行価格等決定日が2025年12月18日（木）の場合、受渡期日は「2025年12月25日（木）」

発行価格等決定日が2025年12月19日（金）の場合、受渡期日は「2025年12月26日（金）」

発行価格等決定日が2025年12月22日（月）の場合、受渡期日は「2025年12月29日（月）」

となりますのでご注意下さい。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関または口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

（3）【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店および全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 神戸支店	神戸市中央区明石町48

（注） 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	4,000,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計	-	4,000,000株	-

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
6,320,200,000	9,000,000	6,311,200,000

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額（発行価額の総額）は、2025年11月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額6,311,200,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限943,030,000円と合わせ、手取概算額合計上限7,254,230,000円について、2029年3月末までに、災害時や有事における緊急放送の運用の複雑さを解消する「報せるプラットフォーム」の開発ならびに海外での商品競争力強化や環境負荷低減などの付加価値向上および商品ラインナップの統合を加速させるための試験研究を目的とした資金として3,732,000,000円を、商品のWebオーダーに関わるEC整備およびCRMや出荷自動化・生産自動化などのデジタルツール導入資金ならびに統合基幹システムの更新のための資金として1,119,000,000円を、温室効果ガス排出量の削減に配慮した建物設計、オフィス環境の改善による従業員エンゲージメントの向上、今後の事業展開を見据えた併設ホールの機能見直し・強化を目的とした本社改修工事の設備投資資金として2,403,000,000円を充当し、残額が生じた場合には、当社からの投融資を通じてグループ子会社における短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

本資金調達により、当社は研究開発の強化、「報せるプラットフォーム」の構築によるコンサルティングビジネスへの拡張、事業継続性の向上およびデジタルトランスフォーメーションの推進を図ってまいります。

なお、今回の調達資金を充当予定の本社改修工事の設備投資資金に係る当社の設備計画の内容は、本有価証券届出書提出日（2025年12月8日）現在、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法 (注)	着手年月	完了予定年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
本社及び販売部門等 (神戸市中央区)	日本および全社	管理部門及び販売設備等	4,150		自己株式処分資金、増資資金および自己資金	2027年 1月	2028年 3月

(注) 自己株式処分資金は、今回の公募による自己株式の処分に係る調達資金であり、増資資金は、本件第三者割当増資に係る調達資金であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	600,000株	988,806,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から600,000株を上限として借り入れる当社普通株式の売出しがあります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格および引受人の手取金）および発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数およびオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞および発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.toa-global.com/ja/ir/irnews/news>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等および発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 売出価額の総額は、2025年11月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2025年12月23日（火） 至 2025年12月24日（水） (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式会 社の本店および 全国各支店	-	-

(注) 1 売出価格および申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格および申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、2025年12月29日（月）（ ）であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関または口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、600,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2025年12月8日（月）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式600,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、2026年1月21日（水）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、野村證券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年1月16日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあります、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することができます。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否かおよびオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類および数	当社普通株式 600,000株
(2) 払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 割当先	野村證券株式会社
(5) 申込期間（申込期日）	2026年1月20日（火）
(6) 払込期日	2026年1月21日（水）
(7) 申込株数単位	100株

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2025年12月16日（火）の場合、「2025年12月19日（金）から2026年1月16日（金）までの間」

発行価格等決定日が2025年12月17日（水）の場合、「2025年12月20日（土）から2026年1月16日（金）までの間」

発行価格等決定日が2025年12月18日（木）の場合、「2025年12月23日（火）から2026年1月16日（金）までの間」

発行価格等決定日が2025年12月19日（金）の場合、「2025年12月24日（水）から2026年1月16日（金）までの間」

発行価格等決定日が2025年12月22日（月）の場合、「2025年12月25日（木）から2026年1月16日（金）までの間」となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるシスメックス株式会社、公益財団法人中谷財団、井谷憲次、因幡電機産業株式会社、家次和子および和田妙子は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資および株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- 表紙に当社のブランドマークを記載いたします。

- 表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集または売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集または売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格または売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場または金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）またはその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集または売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家がその行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集または売出しに応じる場合には、当該募集または売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

* 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2025年12月9日から、発行価格および売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2025年12月16日から2025年12月22日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

* 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券および交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

* 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買またはこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格および引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等および発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数およびオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞および発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.toa-global.com/ja/ir/irnews/news>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等および発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

2022年12月5日から2025年11月28日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

株価（円）



- （注）1　・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

- 2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R \text{（倍）} = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{株当たり当期純利益}}$$

2022年12月5日から2023年3月31日については、2022年3月期有価証券報告書の2022年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2023年4月1日から2024年3月31日については、2023年3月期有価証券報告書の2023年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2024年4月1日から2025年3月31日については、2024年3月期有価証券報告書の2024年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2025年4月1日から2025年11月28日については、2025年3月期有価証券報告書の2025年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

2025年6月8日から2025年11月28日までの間ににおける当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数（株）	株券等の保有割合（%）
TOA 取引先持株会 理事長 富永 浩司	2022年12月5日	2025年9月16日	変更報告書	2,681,491	7.86

- （注）上記大量保有報告書等は関東財務局、東海財務局および近畿財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第77期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月24日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第78期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2025年12月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（2025年12月8日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」について追加が、「事業等のリスク」について変更および追加がありました。

以下の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は当該追加後の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の内容を抜粋して、「2 事業等のリスク」は当該変更および追加後の「事業等のリスク」の内容を一括して記載したものであり、それぞれ変更および追加箇所については_____部で示しております。

なお、参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 3 配当政策」に記載されている利益配分に関する方針は、当該有価証券報告書の提出日（2025年6月24日）時点のものであり、本有価証券届出書提出日（2025年12月8日）現在、2025年11月4日付で公表した方針に変更されております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」および「2 事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（2025年12月8日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等ならびに以下の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」および「2 事業等のリスク」に記載された当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(3) 会社の経営環境、経営戦略と優先的に対処すべき課題 (中略)

なお、当社グループは、2025年11月4日付で、将来に渡って人々が笑顔になれる社会を作り続けることを目的に、創業100周年を迎える2034年度を節目として、次の100年を生きていく会社を目指す長期経営戦略「NEXT100 TOA」を策定いたしました。

同戦略では、2034年度に向けた9年間の変革を「再定義」「洗練」「新生」の3つのステージに区分しており、本有価証券届出書提出日（2025年12月8日）現在、その第一ステージにあたる2027年3月期から2029年3月期を計画期間とした中期経営基本計画の具体化を進めております。

2 事業等のリスク

当社グループは、持続可能な事業活動を行う使命のもと、その実現を脅かすあらゆるリスク（不確実性）を把握・評価・管理し、また、部門計画遂行におけるリスクを抽出した上で当該対策状況を組織的・体系的なアプローチを行っております。その中で、当社グループの経営成績及び財務状況等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2025年12月8日）現在において判断したものであります。

(1) 海外活動にかかるリスクについて

当社グループは、日本に加えて地域別にアジア・パシフィック、欧州・中東・アフリカ、アメリカ、中国・東アジアの海外4セグメントを構成しております。また、当社グループの事業の製造・生産においては、日本のほか海外生産子会社をインドネシア、台湾、ベトナムに配置し、国内市場の販売力の強化に加えて、海外市場の開拓と海外生産を積極的に進めているため、海外各国における次のようなリスクがあります。そのため、これらの事象が発生した場合は当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

- 海外各国、地域における景気後退や、それに伴う需要の縮小
 - 予期しない法律・規制、不利な影響を及ぼす租税制度の変更
 - 不利な政治的要因の発生
 - テロ、戦争、紛争などによる社会的混乱
- このようなリスクに対処するため、当社グループでは、特定の国や地域へ偏ることなく複数の国・地域に事業を展開することで地理的分散を図るとともに、官需・民需の両方を対象とした需要構成により、景気変動、為替変動、需要変動等のリスク軽減に努めています。

(2) 為替リスクについて

当社グループは外貨による輸出入取引を行っており、海外に生産及び販売子会社を有しております。当社グループにおける海外売上高は概ね外貨建て取引であり、外貨建てで取引されている価格については、為替相場の変動により経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。また、海外子会社の外貨建ての売上、費用、資産、負債等は連結財務諸表作成時に邦貨換算されるため、為替相場の変動による影響を受ける可能性があります。

当社グループでは、地産地消ビジネス推進による同一通貨取引や輸出によって得た外貨で輸入の支払いをする為替マリー等の活用により、為替リスクの低減を行っておりますが、為替相場の急激な変動等が生じた場合には、当社グループに影響を及ぼす可能性があります。

(3) 研究開発活動にかかるリスクについて

当社グループの連結売上高には新商品売上が毎期含まれております。当社グループが展開する市場においては新商品を継続的に投入していく必要があります。2025年3月期の一般管理費及び製造費用に含まれる研究開発費は3,267百万円、連結売上高に対して、約6%の投入を行っております。

しかしながら、研究開発の成果は不確実なものであり、多額の支出を行ったとしても必ずしも成果に結びつかないというリスクが存在いたします。

このようなリスクに対処するため、当社グループは、技術や市場の変化を予測した商品・技術ロードマップを策定しアップデートを継続しつつ、プロトタイプなどを活用したマーケティング活動により顧客ニーズを精度よく把握し、また開発プロセスの各段階においては、技術的な妥当性、市場性・収益性などを客観的に評価するゲートを設け、リスクの低減に努めています。

(4) 人材育成にかかるリスクについて

当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現させるためには、研究開発をはじめ、豊富な経験と専門的な知識を有する有能な人材の確保と育成が重要となっております。しかしながら、人材不足、転職活動の活発化を背景に優秀な人材が流出するリスクがあり、このような人材を確保または育成できなかった場合には、当社グループの企業成長、経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対処するため、成長が実感出来る人材育成として、持続的なベースアップの実施、各種階層別教育の継続実施に加え、「一人ひとりのキャリア自律と自己成長」、「部署、部門を超えた交流による相互理解と組織の活性化」を目的とした社内インターンシップ制度を導入しております。また、「デジタル技術活用人材の育成」として、これまで実施してきたデジタルスキルの可視化、それを踏まえた育成・能力発揮の施策検討を進め、社内外に認められるスペシャリストの戦略的育成とエンゲージメント向上に取組んでいます。

(5) 大規模災害にかかるリスクについて

当社グループは、地震をはじめとする大規模災害が発生した場合、原材料の調達、製品の生産や供給などの事業活動に支障をきたすことがあります。当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

大規模災害対策として、生産面、資金面、情報システム面などから対策を進めており、特に情報システム面については、代替システムを構築し、情報通信網が途絶えることがないように対策を講じております。また、従業員等の人命と安全の確保、被災した事業所を早期に復旧させることを目的とした大規模災害対策マニュアルを策定し、有事を想定したシミュレーション、事業継続計画(BCP)訓練を毎年実施しております。大規模災害が発生した際に対応出来るよう予め人員を割当て、営業・生産・管理等の機能軸から1次災害を最小限に抑えるための取組みと2次災害の防止、被災した事業所の復旧活動について横断的に検討・対応出来るよう行っております。

(6) 調達リスクについて

当社グループは製品の生産のため、国内外から原材料や半導体を含む電子部品等を調達しております。機能・品質の向上や原価低減を目的とした仕様変更を継続的に行うと共に、部材調達においては事前の発注予測に基づく調達のリードタイムの調整等、適正な在庫水準の維持に努めております。

しかしながら、原材料や電子部品等の調達難・価格の高騰などが継続して発生した場合には、当社グループの生産活動、経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

このようないスクに対処するため、当社グループは生産工程の自動化や生産キャパシティの拡大、生産管理システムの共通化などを行い、品質を担保した上でコストダウンと生産効率化の取組みを実施しております。加えて、適切な販売価格の設定に努めています。

(7) 情報セキュリティにかかるリスクについて

当社グループは、事業活動における重要情報および事業の過程で個人情報や取引先の秘密情報を保有しております。また、当社グループの製品およびサービスには、ネットワークを介して連携するものが含まれております。そのため、不正アクセスのような外部からの攻撃、従業員の不注意のような内部の行為等による、各種情報の漏えいや破壊、製品の誤作動、サービス停止などのリスクが存在します。このようなリスクが現実化した場合、当社グループおよび製品ならびにサービスに対する信用低下や損害賠償等の費用発生など、当社グループの経営成績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

このようないスクに対処するため、当社グループでは、情報セキュリティ委員会を中心に、情報セキュリティ基本方針に基づく全社的な情報セキュリティマネジメントとして情報セキュリティに関する従業員教育・運用状況評価を継続的に実施するとともに、情報セキュリティインシデント発生時には対策本部を設置して迅速に対応することとしています。また、製品およびサービスにおけるセキュリティ向上のため、セキュアな開発プロセスの構築および脆弱性管理の体制づくりに取り組んでいます。当社グループは、これらの取組みを通じて全社的な情報セキュリティの強化を進めております。

(8) 品質問題の発生にかかるリスクについて

当社グループは、多様な製品・サービスをグローバルに製造・販売しており、その製品の特性上、製品に欠陥が発生し、欠陥に起因する損害（間接損害を含む）に対し製造物賠償責任保険で補償しきれない賠償責任の可能性や多大な対策費用の負担、当社グループの評価の低下、ブランド価値の棄損につながり、当社グループの経営成績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

このようないスクに対処するため、当社グループは、「TOA品質基本方針」およびこれに基づく「品質マニュアル」や品質基準を定め、商品企画から生産、発売に至る各工程において品質に問題が生じないよう徹底したチェックを行っています。

(9) 知的財産権の侵害 / 被侵害のリスクについて

当社グループは、知的財産保護の強化と知的財産情報を活用した知的財産戦略を実施しておりますが、当社グループの技術・ノウハウの流出やブランドの模倣、特許等の侵害や不正使用に関する紛争の発生、さらには他社から使用許諾を受けている知的財産権について、将来使用できなくなることや条件が不利に変更されたりすることで、当社グループの経営成績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

このようないスクに対処するため、当社グループは、知的財産室を中心となり、当社グループの強みとして権利網を構築する活動をさらに進めるべく商品開発担当部門と連携してより有効な権利化が出来るように技術視点と知財視点の両面から権利を拡充する創造型知財活動を強化して権利化を進めています。さらに、AIを使った知的財産業務改革の取組みを進め、これまで以上に効率的かつ効果的な知的財産活動の実現を推進しております。

(10) コンプライアンスにかかるリスクについて

当社グループは、変化の激しい企業環境において多様なリスクに適切に対応出来ることが重要であると認識し、コンプライアンス体制の整備・運用に取り組んでいます。しかし、コンプライアンス違反が発生する可能性は皆無とは言えず、重大なコンプライアンス違反が発生した場合、当社グループの経営成績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

このようないスクに対処するため、当社グループ従業員に対し、コンプライアンスの重要性を十分に認識し、健全かつ透明性の高い企業経営を実践するために「TOAグループ企業倫理規範」をはじめとした倫理観のアンケートの実施および各法令遵守に関わる教育を定期的に行っております。

(11) 訴訟等にかかるリスクについて

当社グループは、国内および海外事業に関連して、訴訟、紛争、その他の法的手続の対象となるリスクがあります。特に、製品の品質問題や安全性に関する欠陥、契約上のトラブル、労働問題、環境関連法規への抵触等への違反等が発生した場合には、訴訟や紛争が生じる可能性があり、損害賠償や和解金等の金銭負担が生じ、当社グループの経営成績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対処するため、日頃から紛争等が生じる可能性がある場合には、当社法務部門への情報共有を行い、必要に応じて取締役会、監査役会等へ報告する体制を構築しております。

なお、本有価証券届出書提出日（2025年12月8日）現在において、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟や紛争等は生じておりません。

(12) 季節的な業績偏重にかかるリスクについて

当社グループの業績は、官公庁や民間設備の予算執行時期が下期偏重傾向にあるため、上期より下期に売上および利益が増加する傾向があります。

第3【参考書類を縦覧に供している場所】

T O A 株式会社 本店

（神戸市中央区港島中町七丁目2番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。